

提 案 書

全 国 知 事 会

地方税財源の確保・充実に関する提言

1 社会保障と税の一体改革

昨年から検討が重ねられていた社会保障と税の一体改革については、6月30日に「社会保障・税一体改革成案」がとりまとめられた。議論の過程においては、「国と地方の協議の場」における地方六団体の意見表明などを通じて原案が大幅に修正され、地方の意見が一定程度反映されたものとなった。成案はあくまで議論のスタートであり、今後、分科会も含めた「国と地方の協議の場」において実効性のある議論を行うことが必要である。

(1) 社会保障制度の全体像の提示

成案は、引き上げ分の消費税収については、社会保障四経費に則った範囲における国と地方の役割分担に応じて配分を行うとしており、今後も利用者の増加が見込まれる障害福祉サービス等については、財源確保の見通しが明らかではない。社会保障四経費に限らず、社会保障制度の全体像をまずは提示し、その安定財源確保に向けた議論を行うべきである。

(2) 地方単独事業についての財源措置

成案では、地方の意見をふまえ、「地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理」した上で、「地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できるよう、地方税制の改革などを行う」とされたところである。財源確保の対象として地方単独事業の範囲を定めるにあたっては、サービスの提供に必要な人件費を含めるとともに、法令等に基づき実施している事業はもとより、乳幼児医療費助成や障害者医療費助成のように住民の声を踏まえて全国的に広く行われているものについても対象とすべきである。

(3) 現行分の消費税の取扱い

現行の地方消費税の税率や消費税に係る交付税率は、料飲税や電気税などの地方税の廃止や所得税減税等による交付税の減収を踏まえ、その水準が決定された経緯があり、現行分の消費税（国・地方）については、国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しないことを前提とすべきである。

2 地球温暖化対策のための財源の確保

地方公共団体が環境施策の推進に大きな役割を担っていることを踏まえ、全化石燃料を課税ベースとする石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための税」を導入する場合には、その一定割合を地方税源化すべきである。

3 平成 24 年度の地方財政について

平成 24 年度の地方財政については、「中期財政フレーム（平成 24 年度～平成 26 年度）」や「概算要求組替え基準」を踏まえ、毎年度 7 千億円から 8 千億円程度増嵩する地方の社会保障関係経費の財源を含め、地方一般財源総額について、実質的に平成 23 年度の水準を下回らないよう確保すべきである。

「東日本大震災からの復興の基本方針」や「概算要求組替え基準」に基づき、復興事業に係る地方負担分については、地方交付税の加算を行う等により確実にその財源を確保するとともに、被災地以外の地方団体に影響を及ぼさないよう、地方財政収支において、地方の復興事業費とその財源は通常の歳入歳出とは別枠で整理すべきである。

4 各種基金事業について

世界同時不況から脱するため平成 21 年度第 1 次補正予算等で創設した基金の多くが平成 23 年度をもって期限を迎える。現在基金を財源として実施している妊婦健診の無料化など、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべきものについては、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財政措置を講じるとともに、基金事業の進捗状況に応じ必要なものは期間を延長し、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うべきである。

全国知事会 地方税財政特別委員長

富山県知事 石井 隆一